

議案第 31 号

丸亀市教育委員会における押印見直しに伴う関係要綱の整備に関する要綱の制定
について

丸亀市教育委員会における押印見直しに伴う関係要綱の整備に関する要綱を別紙のと
おり制定いたしたい。

令和 4 年 2 月 14 日提出

丸亀市教育委員会
教育長 金 丸 眞 明

丸亀市教育委員会における押印見直しに伴う関係要綱の整備に関する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

丸亀市教育委員会

教育長 金 丸 眞 明

丸亀市教育委員会告示第 号

丸亀市教育委員会における押印見直しに伴う関係要綱の整備に関する要綱
(丸亀市就学奨励費支給要綱の一部改正)

第1条 丸亀市就学奨励費支給要綱(平成17年教育委員会告示第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及び押印」を削る。

様式第1号中「及び押印」及び「㊟」を削る。

様式第2号中「及び押印」及び「㊟」を削る。

様式第3号中「印」を削る。

(丸亀市伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金交付要綱の一部改正)

第2条 丸亀市伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金交付要綱(平成17年教育委員会告示第12号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(丸亀市入学金貸付取扱要綱の一部改正)

第3条 丸亀市入学金貸付取扱要綱(平成26年教育委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「予約申込者 住 所 氏 名 ㊟」を 「予約申込者 住 所 氏 名」に、
「予約申込者 氏 名 ㊟」を「予約申込者 氏 名」に
改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。